

議題 若手弁護士が抱える問題について

2014年度1回目となる第33回市民会議は、「若手弁護士が抱える問題について」というテーマで行われた。最初に、新進会員活動委員会委員長の小暮典子会員及び同副委員長の吉益伸幸会員から、同委員会の行った弁護士就業状況アンケートに基づき、若手弁護士の就業状況についての説明がなされた。また、65期の塩谷太郎会員及び渡部孝至会員からいわゆるノキ弁や即独といった若手弁護士の現状について説明がなされた。その後、意見交換がなされた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する。

1. 若手弁護士の就職問題

後藤：ロースクールの修了生を見ていると、東京での弁護士登録を希望するために就職が難しいように思う。地方では、弁護士会ぐるみで即独の若手弁護士を育てる伝統が残っているように思う。

津山：地方で即独をする方が、東京でやるよりも、うまくいくように思う。公設事務所にしても、法テラスにしても、地方の事件発掘は進んでいるような感じがする。

後藤：東京の方が事件のバリエーションが多いと思って東京での登録を希望する人が多いようだが、実際には東京で5年くらいやっている弁護士でも、それほど多くのバリエーションのある事件をやっているわけではないのではないか。

東京から千葉に登録換えをする弁護士も増えていくと聞く。千葉だと、裁判員裁判が山のようにある。房総半島の突端の方では、まだ弁護士が少ない。

岡田：東京と地方の弁護士会費を比べると、東京の方が断然安い。その格差も、東京での登録を希望する若手が多い1つの理由ではないか。

津山：若手弁護士の就職問題については、正直言って

あまり関心がない。関心があるのは、一般の人たちが十分で良質なリーガルサービスを受けられるかどうかにある。そこに問題があるとすれば、社会が考えるべき大きなテーマだといえよう。

2. 若手弁護士の支援

江川：即独の弁護士は、難しい事件が来たときに、自分には無理だからということで受けないこともあるようだが、そういう事件を先輩と一緒にやっていく中で成長していくということもあると思う。

弁護士のチューター制度で、こういう事件だったら、この弁護士と一緒にやったらどうかというマッチングはできないのか。

それができないとすると、委員会に所属するなどして先輩とのつながりがたくさんある人はいいが、収入を安定させるために一生懸命仕事ばかりしている人はなかなか先輩と巡り会う機会もないのが問題だと思う。

後藤：ロースクールも10年経って、学校にもよるが、修了生の上の人たちに相談をすとか、法曹会を作るなど、上下関係ができてきている。そういうことが十分に行われていないロースクールであれば、修了生として、そういうことをやってくれと働きかけてもいいと思う。

弁護士のチューター制度は、チューターへの有償制も含め予算を充てることで好循環が生まれるように思う。

岡田：東京の公設事務所に入った人たちは、研修であれ、先輩との関係であれ、とても恵まれていて、なおかつ、次のステップで地方のひまわり事務所に行くと、経営のことも学べる。それを増やせというわけにはいかないが、即独やノキ弁の人たちの情熱は、弁護士会としても支援をしていかなければいけないと思う。

後藤：弁護士会だけでなく、広く社会を巻き込んで

市民会議委員 *敬称略

阿部 一正 (日鉄住金総研株式会社相談役)
江川 紹子 (ジャーナリスト)
岡田ヒロミ (消費生活専門相談員)
神津里季生 (日本労働組合総連合会事務局長)
後藤 弘子 (千葉大学法科大学院教授)
津山 昭英 (朝日新聞社ジャーナリスト学校顧問)
長友 貴樹 (調布市長)

やるといい。研修では、ロースクールとの連携も検討して欲しい。

3. 弁護士の活動領域の拡大

長友: 任期付き公務員の採用は、少しずつ増えている。国・自治体と法曹界の双方のメリットを考えて、もっと真剣に取り組んでいいと思う。

それには、いくつかの問題をクリアしなければならない。

運転免許証をとっても最初はミラーを見る余裕もないことを考えると、新人弁護士をどれほどの戦力として採用できるのかというリスクはある。

顧問弁護士との関係も考える必要がある。10年も20年もやっている顧問弁護士がいる中で、職員として弁護士を抱えることに、どのようなメリットがあるのか。一つ明確に言えることは、弁護士も職員だと、同じ職員という立場で敷居が低いので、相談しやすいということはある。

不動産の問題、公共事業の問題などは、3年、5年やっていけば、一般職員でもかなり詳しくなる。それを超えて弁護士を雇用するのは、お互いにとって突き詰めた決意が必要となる。

そのような問題をクリアした上でやってみる価値はあるのかなと思う。

弁護士が入ることで、周囲の職員に対する啓発になるという副次的な価値もあると思う。職員たちが、こういう見方が法にかなうのかということを日常的に意識するようになる。その波及効果も少なくないと思う。

阿部: 企業でも、法務部とか知的財産部で弁護士資格のある人の割合は増えている。私の知るところでは、4分の1とか3分の1くらいが弁護士資格を持っている。ただ、企業でそういう人を直接採用するのではなくて、顧問弁護士の事務所から3年くらいのローテーション

で出向してきてもらっているケースも多い。その分、その顧問弁護士の事務所の弁護士数が増えていくことになる。

4. 法曹養成制度

津山: 弁護士会として、きちんと研修をして質を保てるのは1500名程度と聞いている。東京弁護士会の研修の取組みをみると、非常によくやっていると思うが、落ちこぼれる人もいるのではないかという感じもする。

もう1つの問題は、ロースクールの受験生が減っていること。優秀な学生が司法試験をやめて他の道に行ってしまうとすると、放置できない問題だと思う。

後藤: 大学の成績と法曹としての優秀さは違うので、何をもって優秀とするかが問題である。

ただ、自分が法曹になって現実を変えるんだという意識のある学生は、6~7年前から年々少なくなってきたように感じる。ロースクールに入る社会人が少なくなってきた、新卒でそこにロースクールがあるから行くというような層が多くなっている。社会人経験が少ないので、何のために法曹になりたいのかというモチベーションを明確に言語化・意識化できる人が少なくなってきた。

もちろん、ロースクールの学生の中には、いい学生も多い。最近の集团的自衛権の問題や憲法問題で、若手弁護士が独自の取組みをしているのを見ていると、ロースクールのとてもいいプロダクトだと思う。あと10年くらい待ってもらいたいと思うが、社会状況として待ってられないのが残念である。

神津: 新時代の刑事司法制度特別部会に3年間関わらせていただいたおかげで、司法改革について学ばせていただいたが、司法制度改革の理念は大切にして欲しい。いろいろ問題はあるだろうが、10年やそこらで割り切るのはいかがなものか。